九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# 近世九州における永代下人に関する一考察 : 続

秀村, 選三
九州大学 : 名誉教授

https://doi.org/10.15017/1546820

出版情報：九州文化史研究所紀要. 58, pp.163-175, 2015-03-31. 九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン：
権利関係：

# 近世九州における永代下人に関する一考察（続）

秀村選三

目次

一　永代下人と譜代下人
二　近世末期・近代初期大隅国高山郷における永代下人
三　近世九州北部農村における永代下人
四　戦乱時における民衆の捕縛、連行と下人（以上、前号）
五　上方抱え下し奉公人の中の永代下人・下女（本号）
六　永代下人・譜代下人と主家（抱え主）（次号）

## 五　上方抱え下し奉公人の中の永代下人・下女

以前に上方、ことに京都・大坂やその他、上方の者で、九州各地に奉公するために抱え下されて「上方抱え下し奉公人」・「上方抱者」・「上方奉公人」などと呼ばれた者について考察したが、(1) その請状には幕府による奉公人の年季十年の規定に則って年季十年と明記しているものが多い。しかし中には請状を作成することなく、抱主と奉公人本人とで直接に永代の奉公と取りきめたり、女自身は十年季の下女奉公人であるが、その子は永代と取り決めるな

どの事例があり、或いは乞食をしていた者、親兄弟のない者を抱えて連れ下る事例もあって、年季を考えることがないまま、無年季乃至永代の奉公と考えられた者もいた。

近世初期の肥後細川藩の八代領は前藩主細川忠利が子息を伴い分立した隠居領であったが、貞享三年（一六八六）忠利没後は、忠利の子立孝を経て、その子行孝をもって宇土藩を創設し、旧八代領は松井家の領分となった。この時旧細川八代領の家臣は大きく変動して致仕した者も多く、これまで上方から八代に連れ下っていた奉公人を調査して、多くの者を上方の人主、請人の許に送り返すようにしたため、当時の上方奉公人関係の文書が多く残されている。(2) これら多くの奉公人の中には「永代下人、下女」とか「永代譜代」と明記されている者がおり、また年季については何も書かれていないが、永代と推定される者、或は永代になる可能性がある者がいるので、これらの者を考察する。

正保三年（一六四六）六月廿八日　熊谷新太郎が宇土藩家老に出した「上方より抱下候人数ノ一紙」には

人数惣合参百弐拾拾四人ハ男女、内　男参拾七人、女二百八十七人で、その内訳は

「六十一人　女永代者
二人　女永代者、相果申候者
一人　女永代者、さいせん上方へ上り申もうす
二十二人　男永代者
五人　男ひろい者
二人　男養子
一人　男永代者、さいせん上方へ上り申す者
一人　男ひろい者、相果申候者

一人　　男永代者相果候者」とあり、女が多かった。

多くは幕法の年季奉公の年季の制限を守り十年季とする者が多いが、中には十年の年季奉公の女がその子を永代にしたり、乞食や飢えている者が相対で身を任せて実質的に永代者になる者がいた。ことに寛永二十年（一六四三）の飢饉の際には永代に身を任せたものが多かったと思われる。

前に「地域史料研究会　福岡」の「会報」7号に宇土細川家史料の「上方抱え下し奉公人二百十三人についての表を掲載したが、その中から永代下人乃至永代の文言がある者、永代の文言はないが、実質的に永代下人と推定される者、永代になる可能性がある者、また十年以上の年季の者も加えて表示すれば次表のようである。

原史料の例として寛永二十年五月二十四日　つる　十才の場合を掲示する。

「（端裏書）安藤文左衛門京より抱下申候つると申女の請状也、此女、宇土町新三丁目惣三郎ニ文衛門手前より縁ニ付申候也、主婦ニ遣候もの、書物別紙ニ有」（後筆カ）

永代請状之事

一　つると申女子年拾ヲニ罷成候ヲ永代ふたいニ進候、当年ききんニ付、うへにおよび候間、肥後へ御ふだいニ進候処ニ御し（慈悲）ひとおほしめし、此者へ被成御取、其てじるしとして只今銀子弐拾目被下忝存候、此上ハ御公儀、親類、町中何方よりも御かまい御座有間敷候、若何方よりも御かまい御座候は、我ら共罷出申ひらき可申候、（以下略）

つる　はは印

かわら町通才（材）木町

又右衛門印

寛永弐十年

未ノ五月廿四日

細川三（ママ）済様御内安藤又左衛門殿　　」

| 請　人 | 人主（親） | 口　入 | 請状の内容、縁付、その他 |
|---|---|---|---|
| | 宇治寺田　与吉 | 白石少三郎 | 年季明ければ送り返す |
| かわら町通材木町<br>又右衛門 | つる母 | | 飢饉につき飢えに及び、御譜代に差し出す．公儀による人返し仰付の場合20目又は年々２割加え元利共に返済．身かくれの場合尋出し渡し、尋出なくば人代払い．相果てれば半の損の約定．宇土町惣三郎に縁付く |
| 鰻谷７丁目<br>九良右衛門 | 鰻谷７丁目<br>親　庄兵衛 | 内安土寺町　長左衛門<br>ひらの町　市良右衛門 | 三病・てんかんの時は100日の内に戻し、銀子返弁の約定<br>後正保３/５/22、10年切に決まる |
| 天満５丁目<br>久右衛門 | 天満５丁目<br>木屋新蔵がかか | 天満５丁目<br>ふち<br>平野１丁目<br>市良右衛門 | 飢饉に付き永代進ませ、持病の煩い・三病・てんかんの場合は戻し、銀子返弁．てんかん煩い医師ずいあん所へ遣わす |
| | 天満こしま町<br>よし母親 | | よし母・よしは奉公中、よし娘も養われているので永代に進める．不所存なる時は成敗されても恨まずと約定 |
| | | | 草履取買い下しを神宮寺より魚住万五郎に頼み、京都・濱田藤右衛門の肝煎りにより差下すが、神宮寺の気に入らず．二ノ町九郎右衛門所に召置、九郎右衛門も気に入らず上日置村庄屋久右衛門所に召置．更に吉王丸に銀100目で売る．親より願いにて差上らせる<br>正保３/３/27差出 |
| | 伏見かぎや町<br>少兵衛（養父） | | かつゑ死するので召連れ下って欲しいと頼まれる．養子になった頃は幼く親の名前は知らず<br>正保３/４/24差出 |
| | とうとん堀<br>理左衛門（六兵衛いとこ婿） | | こゝを養子にして連れ帰る |
| | | | 証文に永代とあり．10年切以上の年季は御法度のため請取間敷の旨申付．世良与平次方を頼み抱え下す |
| | | | 証文御法の如くあるので請取．<br>志水清安方を頼み抱え下す |
| | | | 証文御法の如くあるので請取．<br>山本又兵衛方を頼み抱え下す |
| | | | 証文御法の如くあるので請取．<br>御鉄炮衆宮崎勘右衛門を頼み抱え下す |

## Ⅰ　請状の記載事項

| 年月日 | 西暦 | 抱　主 | 奉公人 | 所 | 年　季 | 給米・給銀 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 寛永20/ 5 /20 | 1643 | 諏方猪兵へ | ふく | 宇治 | 15年 | |
| 寛永20/ 5 /24 | 1643 | 安藤文左衛門 | つる<br>10歳 | 京都 | 永代<br>譜代 | 銀子20目 |
| 寛永20/ 9 / 8 | 1643 | 松岡弥右衛門<br>（肥後八代　松岡弥次右衛門） | 娘たね<br>18歳 | 大坂 | 永代 | 銀子60目 |
| 寛永20/ 9 /17 | 1643 | 山本又兵衛<br>（肥後八代） | はる<br>13歳 | 大坂 | 永代 | 銀子30目 |
| 寛永20/□/ 8 | 1643 | 余宮内<br>（肥後八代<br>伊藤七兵衛） | よし娘<br>６歳 | 大坂 | 永代 | |
| 正保３/３/27 | 1646 | 宮之地神宮寺<br>魚住万五郎に頼む | 吉十郎<br>草履取 | 上方 | | 銀子65匁４分 |
| 正保３/４/24 | 1646 | 杉野新助 | 五郎<br>13歳 | 伏見 | 寛永20より | |
| 正保３/４/27 | 1646 | 濱田六兵衛差出 | 娘こゝ | 大坂 | 寛永20/１/６より | |
| 正保３/５/15 | 1646 | 八代郡宮地村<br>善左衛門 | はる<br>12歳 | 上方 | 永代 | 銀33匁 |
| 正保３/５/15 | 1646 | 八代郡松江村<br>喜雲 | まん<br>15歳 | 上方 | | 銀30目 |
| 正保３/５/15 | 1646 | 八代郡松江村<br>喜雲 | とら<br>15歳 | 上方 | | 銀53匁 |
| 正保３/５/15 | 1646 | 八代郡松江村<br>孫左衛門 | たま<br>26歳 | 上方 | | 銀18匁 |

| 請　人 | 人主（親） | 口　入 | 請状の内容、縁付、その他 |
|---|---|---|---|
| | | | 証文御法の如くあるので請取.<br>御鉄炮衆松尾市右衛門を頼み抱え下す |
| | | | 八代郡中片野河村内蔵介へ又置．戻す．銀子請取はなし |
| | | | 八代郡新牟田村与右衛門へ又置．戻す．100目の内50目は請取、50目は請取らず |
| | | | 八代郡新牟田村孫右衛門へ又置．戻す．銀子は相済む |
| | | | 八代郡東河内村長兵衛へ又置．戻す．86匁の内40目は相済む、46匁は請取らず |
| | | | 八代郡新牟田村与七．八代二ノ町たたみや太兵衛所から与七女房にもらう．縁付は格別につき与七方へ請取申付け |
| | | | 伊藤七兵衛を頼み抱え下す．余宮内他国仕えのため、抱え下しの書物は伊藤七兵衛へ渡す |
| | | | よしより永代者にもらい置く．余宮内他国仕えのため、抱え下しの書物は伊藤七兵衛へ渡す |
| | | | 宗琢（宗宅）兄永井了庵の紹介にて親子６人八代へ罷下る．宗琢所で奉公し返弁する約束だったが、只今まで無理に召し使われていると訴える |

| 請 人 | 人 主（親） | 口 入 | 送還、請取の内容、その他 |
|---|---|---|---|
| 油屋仁右衛門 | | | 役に立たないため差上らせる.<br>請人油屋仁右衛門は三条之坊門おいけ通り石橋町小川通りと油小路と之間之町 |
| | | | 母たけより永代者にもらったが、母とともに差上らせる |
| 天満５町目　久右衛門・同町　新蔵かゝ | | 天満５丁目　ふちかゝ・大坂平野町１丁目　市郎右衛門 | てんかん煩い役に立たないため差上らせる．豊前座志わく屋清左衛門の肝煎りのため清左衛門方へ遣わす |
| | | | 親と相対にて永代者に貰いうける．証文なし |
| | | | 永井了安・両親と相対にて永代者に貰いうける．証文なし |

| 年月日 | 西暦 | 抱　主 | 奉公人 | 所 | 年　季 | 給米・給銀 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 正保３/５/15 | 1646 | 八代郡大村<br>久兵衛 | ふく<br>15歳 | 上方 | | 銀20目 |
| 正保３/５/15 | 1646 | 八代平川原町<br>勝吉 | きく<br>11歳 | 上方 | | 銀58匁５分 |
| 正保３/５/15 | 1646 | 八代本町次郎吉 | くま<br>11歳 | 伯耆国<br>伊野津 | | 銀100目 |
| 正保３/５/15 | 1646 | 八代徳渕町少三郎 | 小平次<br>16歳 | 伯耆国<br>伊野津 | | 銀150目 |
| 正保３/５/15 | 1646 | 辻才兵衛 | たい<br>14歳 | 上方 | | 銀86匁 |
| 正保３/５/15 | 1646 | 佐方源右衛門 | 母46歳<br>娘８歳 | 上方 | | 銀32匁 |
| 正保３/1□/５ | 1646 | 余宮内 | よし | 大坂 | 10年 | |
| 正保３/1□/５ | 1646 | 余宮内 | よし娘<br>とら | | 永代 | |
| 正保４/11/10 | 1647 | 永井宗琢 | 五郎兵<br>衛他 | 京都 | 寛永19年より | 銀子60目・米６斗 |

## Ⅱ　奉公人の上方への送還・請取

| 年月日 | 西暦 | 抱 主 | 奉公人 | 所 | 年 季 | 給米・給銀 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 正保３/５/22 | 1646 | 山田三右衛門 | たけ | 京 | 10年<br>寛永20/９/19より | |
| 正保３/５/22 | 1646 | 山田三右衛門 | ふく松<br>(たけ息子) | | 永代 | |
| 正保３/５/22 | 1646 | 菅市右衛門 | はる<br>13歳 | 大坂 | 永代者 | |
| 正保３/５/21 | 1646 | 倉田久三良 | 甚蔵 | 伏見大<br>手筋町 | 永代者<br>寛永20/６/20より | |
| 正保３/５/21 | 1646 | 倉田久三良 | せん | 京 | 永代者<br>正保１/３/16より | |

| 請 人 | 人 主（親） | 口 入 | 送還、請取の内容、その他 |
|---|---|---|---|
| | 宇土　親　はくや　喜兵衛 | | 姉ふりと姉妹で奉公．姉は正保４/11/22に死亡．らくは暇を出される．親喜兵衛は宇土に在住、宇土にて請取る |
| | 京下立売げんしやう町５町目箔や　親　喜兵衛（宇土へ移住） | | ふり・らくは京にて永代寄進．書物もなく御帳にもない．姉のふりは正保４/11/22に病死、妹らくは親の願いにより暇を出され、宇土の親元に帰される |
| 中井源太夫 | | | 上方への舟便があるので差上らせる．請人を立て川尻河口出切手願う |
| 大塚甚左衛門 | | | 年季明けではないが差上らせる．請人を立て川尻川口出切手願う |
| 浅井九良右衛門 | | | 永代者に抱え下したが、先年八代にて御吟味のとき10年切に仰せ付けられる．船便があるので上方へ差上らせる．請人を立て川尻川口出切手願う．抱え下すときの肝煎人京の八文字屋与右衛門・いの熊の市兵衛、女請人書物はない |
| 浅井九良右衛門 | | | 永代者だが、役に立たないので上方へ差上らせる．請人を立て川尻川口出切手願う．抱え下すときの肝煎人京の八文字屋与右衛門・いの熊の市兵衛、女請人は書物はない |
| 御幸町丸屋町　源兵衛 | 高倉通かぢや町こまん親　久兵へ | | こまんは永代に進めたが御暇下され、送り上らせる．請取書物あり |
| 下村傳右衛門・関吉兵衛 | | | たつは飢饉の年に抱え下ったのではないので改の帳に載っていない．病者にて役に立たないので差上らせるはずであったが、親からそのまま譜代に召し使ってほしいとの書物が来る．しかしたつ母煩いのため迎えを遣したので暇を出す．請人を立て南関通切手を願う |
| | | | 奉行衆の添状が出ない |

| 請　人 | 人主（親） | 口　入 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| | | | 正保３/11/13死亡．玉名郡内高瀬浄土寺に取置 |

| 年月日 | 西暦 | 抱 主 | 奉公人 | 所 | 年 季 | 給米・給銀 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 慶安2/9/10 | 1649 | 細川三斎<br>御三様 | らく | 京 | | |
| 慶安2/10/25 | 1649 | 御三様 | らく・姉（ふり） | 京 | 永代寄進 | |
| 承応2/3/10 | 1653 | 中野三良右衛門 | ミヤ | 京都 | 13年<br>寛永20/5/11より | 銀子30目 |
| 承応2/3/11 | 1653 | 佐方与左衛門 | いぬ | 大坂 | 15年<br>寛永19年より | |
| 承応2/4/13 | 1653 | 福山次太夫 | ふく | 京 | 永代者<br>寛永20/5より | 銀子10匁 |
| 承応2/4/13 | 1653 | 福山次太夫 | かめ | 京 | 永代者 | 銀子なし |
| 承応3/3/24 | 1654 | 安藤甚内 | こまん | 京 | 永代 | |
| 承応4/5/16 | 1655 | 松井孫作 | たつ | 京 | 10年<br>寛永18/3より | |
| 承応4/5/16 | 1655 | 松井孫作 | たつ | 京 | | |

## Ⅲ 死 亡

| 年月日 | 西暦 | 抱 主 | 奉公人 | 所 | 年季 | 給米・給銀 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 正保3/12/17 | 1646 | 志方半兵衛 | 六蔵 | 京 | | |

上記の表の中には、抱主に御三様（細川忠興）や丹波守（細川立孝）老女の召仕の女などは身分的に民衆の単なる奉公人層とは異なる者が含まれていて、ここに挙げる必要はないように思われるかもしれないが、この時代は中世に引き続いて社会上下一般に永代に奉公する慣行があったことを示す意味で掲げたのである。

また抱主には名目的な者がかなりあるようで、武家に召抱えられた形で、実は町方や村方に抱えられた者もあり、また民衆が武家に頼んで抱え下してもらうこともあり、ことに奉公人が村方、町方の者と夫婦となり、夫の証言があれば、上方へ送還しなくてよかったので、実態はなお他の史料によって明らかにしなければならないが、当時の民衆のありかた、人口にもかかわる重要な問題を秘めている。ここでは一応史料のままに表示するにとどめる。

この表中から永代・譜代の下人・下女となった者、或いは乞食、養子、貰い子を挙げると次のとおりである。

（A）寛永二十年に伊勢の関の地蔵で助蔵という男が乞食をしていたが、親、親類もない由を重々申したので、召し連れて来たが、証拠、証文もないので、上方へ上せる。乞食をしていた者を召し抱えて八代に連れてきたが、今回の細川家の八代から宇土への移転に際しての改めにより伊勢へ戻すというものである。もっとも伊勢のどこに戻すのかは何ら記載はない。

（B）寛永二十年五月廿四日「永代請状之事」として「つる母㊞・かはら町通材木町　又右衛門㊞で、細川三済（ママ）様御内安藤文左衛門宛に「つるという女子年拾才を「永代譜代」ニさしあげます。今年は飢饉で、餓え死しそうですから肥後へ御譜代として差し上げます。御慈悲と思われて銀子弐拾目をくだされ、忝く存じています」と書かれている。

（C）倉田久三良は寛永二十年六月二十日伏見大手筋町で甚蔵九ツとその親に道中にて会い、永代者に貰い受けた。しかし証文がないので上方へ上せる。

（D）寛永二十年九月十七日大坂で、はるという女十三才を永代に抱え下したが、てんかん[3]を煩って役に立たない

ので、上方へ返す。請人は天満五丁目久文右衛門ほか三人の連判である。肝入りの豊前座しわく屋清左衛門のもとへ返す。

（E）寛永二十年九月十九日　京　たけ　十年切で請人は三条坊門おいけ通り石橋町小川通りと油小路との間之町の油や仁右衛門。役に立たないので上方に上せる。たけの男の子　ふく松は「永代者」であるが、母同様に上方へ上らせる。

（F）山本又兵衛が大坂から抱え下した下女は、寛永二十年の飢饉に天満五丁目請人久右衛門・同所木屋新蔵のかが娘年十三を永代に進じ銀子三十目を受け取り、「持病や三病、てんかん」があれば、いつでも戻してよい」と請状に書き。実態は端裏書に、「てんかんを煩い医師ずいあん所へ遣わした」とある。

（G）寛永二十年□月八日、肥後八代の伊藤七兵衛への「書物」には、「よし母親、天満こしま町同よし」から「余宮内が大坂から抱え下し、娘よしを養い下される。「永代ふッと永代者に遣わした者だから、いかように使われてもよい、不所存のことあれば成敗されても恨まない」とある。

（H）寛永二十年　伊勢関之地蔵　こつしき（乞食）を奥村権四郎が召し連れ罷り下ったが、証拠証文がないので上方へ上せる。

（I）寛永二十年　伏見京橋にて　六蔵という　十一歳のこつしきを御加子勘左衛門が子がないので養子にした。

（J）寛永二十年　宮喜田権右衛門の母が上京した時に三条衣之たな玉屋七兵衛が女之子いぬを　ひろいくれたので召し連れて下ったが、証文が無いので　上せる。

（K）寛永二十年　大津にて　熊蔵　九つのこつしき（乞食）を親兄弟がないので召し連れいつまでも御奉公する約束であったが証拠証文がないので　御上せに渡す。

（L）正保元年三月十六日京で、せんという八つの子を永井了安とせん親両人と相対で永代者に貰い受けたが、証

文がないので、上せるため渡す。しかし倉田久三郎は了安方へ渡したいといっている（その後は記載なし）。

（M）正保三年四月二十四日　渡辺□四兵衛・恒屋六左右衛門宛、杉野新助花押の「差出」には、寛永二十年に伏見京橋で、十三才の五郎が飢え死にしそうだから召し連れて下ってほしいと言うので、召し連れた者で、小さい時から伏見かぎや町少兵衛の養子になり、養子になった時は幼くて本親の名は覚えないと言っているとある。

（N）正保三年五月十五日　上方奉公人の女　はるは銀三十三匁で宮地村善左衛門が世良与平次を頼み抱え下した者で上方よりの証文を吟味したが、「永代」とあるので「十年切より上は御法度で、受け取らない旨を申しつけて、上方へ上らせる。

次の（O）（P）は福山次太夫による抱え下しであるが、両人の請状書物はない

（O）正保三年十一月五日大坂にて十年切のよしの小さい娘とらを永代者に貰い受けた。

（P）正保三年大坂しわくや清左衛門より　小女を抱え下し、代銀三十匁　てんかん煩い医師の所に置くか？

（Q）承応二年卯月十三日　京都より　ふく（永代者に銀子十匁遣わしたが、先年八代で吟味の上、十年切りとなった。）・かめ（永代者、銀子遣わさず）両人共　抱え下シの時の肝煎は京ノ八文字屋与右衛門・いの熊之市兵衛。

## 註

（1）秀村「下人に関する覚書三題」のうち「三、九州における上方抱者」（宮本又次編『九州経済史論集』第二巻（一九五六、福岡商工会議所）、秀村「近世前期肥後における「上方抱下し者」」（『九州文化史研究所紀要』第八・九合併号、一九六一）。なお、上方抱下し奉公人については拙稿のほか、次のすぐれた研究がある。牧英正著『近世日本の人身売買の系譜』（一九七〇、創文社）、森下徹著『近世都市の労働社会』（二〇一四、吉川弘文館）第二章。

（2）前掲「近世前期肥後における「上方抱下し者」」一〇八頁。

（3）以下「てんかん」の者が数例あり。てんかんは古代より癩病とともに最も嫌われた病気で、一見しただけでは分らないので人身売買の際に後日判明した場合の規定があった。また、ここに見える「三病」は癩病・てんかん・喘急をいうことが多いが、悪病一般をいうこともある。秀村「中世人身売買文書の一考察」（『経済学研究』第二四巻第四号、一九五九）、同「中世人身売買文書の瑕疵担保文言再考」（『西南地域史研究』第五輯、一九八二）。